



写真6 本館1階ロビー



写真7 本館2階休憩室



写真8 3階温泉施設入口



写真9 3階温泉施設内部

### 3. 新居浜市立川地区の防災体制

#### (1) 新居浜市の避難勧告等における体制

台風・豪雨等により土砂災害の発生が危惧される際、新居浜市では表1の避難基準をもとに協議し、避難勧告等の発令を行っている。平成16年の災害を受けて、平成17年には、土砂災害警戒区域・特別警戒区域等を参考に、避難勧告の対象地域を設定し、個人宅まで特定するようにした。

いざ避難勧告等を発令する際は、市民活動推進課（情報伝達班）から該当世帯に対して直接電話で避難の呼びかけを行っている。その他、消防団や自主防災組織が対象世帯を巡回し、避難が完了しているかの確認を行っている。

避難所の開設・運営は、通常、社会教育課（避難所班）が行うこととなっているが、立川地区の指定避難所の1つであるマイントピア別子については、施設を管理している運輸観光課（商工班）が避難所開設・運営（2名ずつのローテーションで対応）を行うこととなっている。

なお、平成26年8月に発生した広島土砂災害を受けて、避難勧告の対象地区を広げる他、段階的な避難勧告を検討している。また、まずは危ないところを離れて、身を守る行動をしてほしい、避難所に行くのは次の行動である、といったことも対象世帯に周知している。

表1 新居浜市避難勧告等の判断基準（立川地区）

	避難準備情報	避難勧告	避難指示	勧告等の決定
雨量等	連続雨量が200mmをこえたとき	連続雨量が200mmをこえ、時間雨量が40mm以上の強い雨が予想されるとき	土砂災害の前兆現象が認められるとき 土砂災害が発生したとき	水防本部長及び副本部長で協議決定
その他	土砂災害警戒情報が発表されたとき 水防本部長が必要と認めたとき			
備考	水防に関する警報等が発令された場合に、状況により注意警報が必要な地区に対し、情報伝達を行う。			

※「別子山地区」、「立川・別子山地区以外の山裾地区」は、別途基準あり。

## （2）立川地区自主防災組織の体制・活動等

### ①体制

立川地区自主防災組織は平成9年に設置された。正式名称は立川自治会防災会で、本会に防災委員を置き、防災委員の中から、会長（自治会長が兼務）、副会長、地区責任者、地区班長から構成される。

会長は1名で、会長の下に位置する副会長は、連絡・広報・渉外担当1名、集約・状況調査担当1名、救護・給食担当1名、避難・救出・消火担当1名の計4名で構成される。

その下に位置する地区責任者は、本村地区1名、新道地区1名、渡る瀬（北浦含む）・板の本地区1名の3名で構成される。その下に位置する地区班長は、本村地区に3名、新道地区に2名、渡る瀬（北浦含む）・板の本地区に2名の7名となっている。（平成26年現在の状況）

### ②自主的な避難基準作り

立川地区は、市内の他地区よりも雨量が多いところで、谷あいの場所で過去にも土砂災害が多く発生している。そのため、土砂災害に対する地区の警戒心は強く、特に昭和51年の災害を契機に防災体制の見直しを図っている。

まず、地区の地形・河川等の特殊事情を考慮し、昭和53年に台風・梅雨時の「出水期における避難対策」（【参考2】のとおり）を消防本部が樹立した。この避難対策は、現地の時間雨量を40ミリ・連続雨量が200ミリのいずれかに達した場合は市（窓口消防）と自治会が「連絡体制」（【参考2】（別表）のとおり）に基づき、避難時期等について判断し処理することとしている。

平成11年の集中豪雨の教訓から、地区上流にある「ダムの特別法流対策」として、ダム上流の設定雨量や一定以上のダム放流量に達した場合等の連絡・警戒・避難体制を追加し見直しを図っている。また、行政との連絡・警戒体制等とは別に地区内の避難基準や連絡体制（【参考3】～【参考5】のとおり）を定めるとともに、毎年各世帯の現状把握と防災会を実施し、住民自ら避難連絡や誘導・搬送・炊き出し等が行えるような実効性のある体制を維持している。

近年は、200ミリを超えたら、住民自らが気象庁HPのナウキャスト等で雨量を解析し、避難する場合は、市に連絡して、マイントピア別子等避難施設をあけてもらうこととしている。

③役割等

地区責任者及び班長の役割と、防災会で日頃から準備していることを以下にまとめる。

ア. 役割

<地区責任者>

- 地区班長の報告をまとめ、副会長へ報告。
- 地区内状況は随時副会長へ報告。
- 正副会長の相談者及び班長とのパイプ役を行う。

<地区班長>

- 避難の伝達及び説得
- 避難者の誘導
- 避難場所までの輸送手配
- 避難者の確認と報告
- 避難者の受入先との連絡、調整（弁当、部屋割など）
- 避難先での避難者のまとめと支援
- 地区内待機中は状況を随時責任者へ報告

イ. 主な準備事項

- 地区住民の居住者名簿の見直し
- 民生委員と協力して搬送を必要とする人の確認をしておく
- 避難場所の周知徹底をしておく（準備避難場所、自主避難場所、勧告避難場所）
- 避難方法と避難経路の確認をしておく
- 放送文（避難準備、自主避難、避難勧告）の準備をしておく
- 防災用具の設置場所と使用法の確認（地図等準備）
- 危険箇所の点検と谷水路、道路側溝の整備



写真10 自主防災組織の活動状況

【参考2】出水期における立川地区避難対策（平成26年度）

## 平成26年度 出水期における立川地区避難対策

新居浜市消防本部

（趣 旨）

立川地区の地形・河川等の特殊事情を考慮し、台風・梅雨等の出水時における地区住民の安全を確保するため、次のとおり避難対策を樹立する。

### 1 地すべり対策

水防指令発令前から雨量に注意し、地区住民と行政機関が一体となって、避難体制に万全を期する。

（1）次の要件を満たす場合は、市と立川自治会が常時連絡を密にして避難時期等について判断し処理する。（連絡体制については別表のとおり）

ア 現地での連続雨量が200ミリを超え、時間雨量が40ミリ以上の強い雨が予想される時。

イ 土砂災害警戒情報が発表された時。

ウ その他水防本部長が必要と認めた時。

（2）立川自治会と行政機関との窓口は、水防事務を所轄する消防本部（署）が担当し、情報連絡・警戒巡視及び本部長・副本部長への報告の任にあたる。

ただし、地すべり対策工事の技術的な調査巡視は、建設部がその任にあたる。

### 2 鹿森ダム特別放流対策

大雨によるダムの特別放流に備え、地区住民と行政機関が一体となり、連絡・避難体制に万全を期する。

（1）河又、又は鹿森ダム観測所の時間雨量が50ミリに達した時。

（2）ダム放流量が200m<sup>3</sup>/sに達した場合。

（3）ただし書き操作へ移行した時。

（4）その他、異常な放流事態発生等の恐れがある場合。

消防本部は、ダム管理事務所から上記のいずれかの情報を得た場合は、直ちに立川自治会に情報連絡するとともに警戒巡視し、本部長・副本部長への報告の任にあたる。

市と立川自治会は連絡を密にして、避難時期等について判断・処理する。

（連絡体制については別表のとおり）

### 3 避難対策

地すべり・ダム放流による立川地区住民の避難が予想され、又は、避難の必要が生じた場合は、水防指令を発令し、新居浜市水防計画に基づきそれぞれの任務にあたる。

（1）基本的な避難先は、渡瀬・板の本地区は上部高齢者福祉センターへ、北浦・新道・本村地区はマイントピア別子とする。

- (2) 避難輸送体制は、市マイクロバスと自家用車乗り合わせとする。  
(自治会で検討の結果、自家用車で90%以上が避難可能とのこと)
- (3) 避難者集合場所は、自治会館・太子堂・鎌倉氏宅前・本村ゴミステーションとする。

#### 4 避難連絡

立川地区に避難勧告発令時、地区内住民に対する避難連絡方法として、立川自治会広報塔のほか角野分団立川詰所の消防サイレンを吹鳴するものとする。

なお、消防サイレンの吹鳴は原則として角野分団員が実施するものとする。

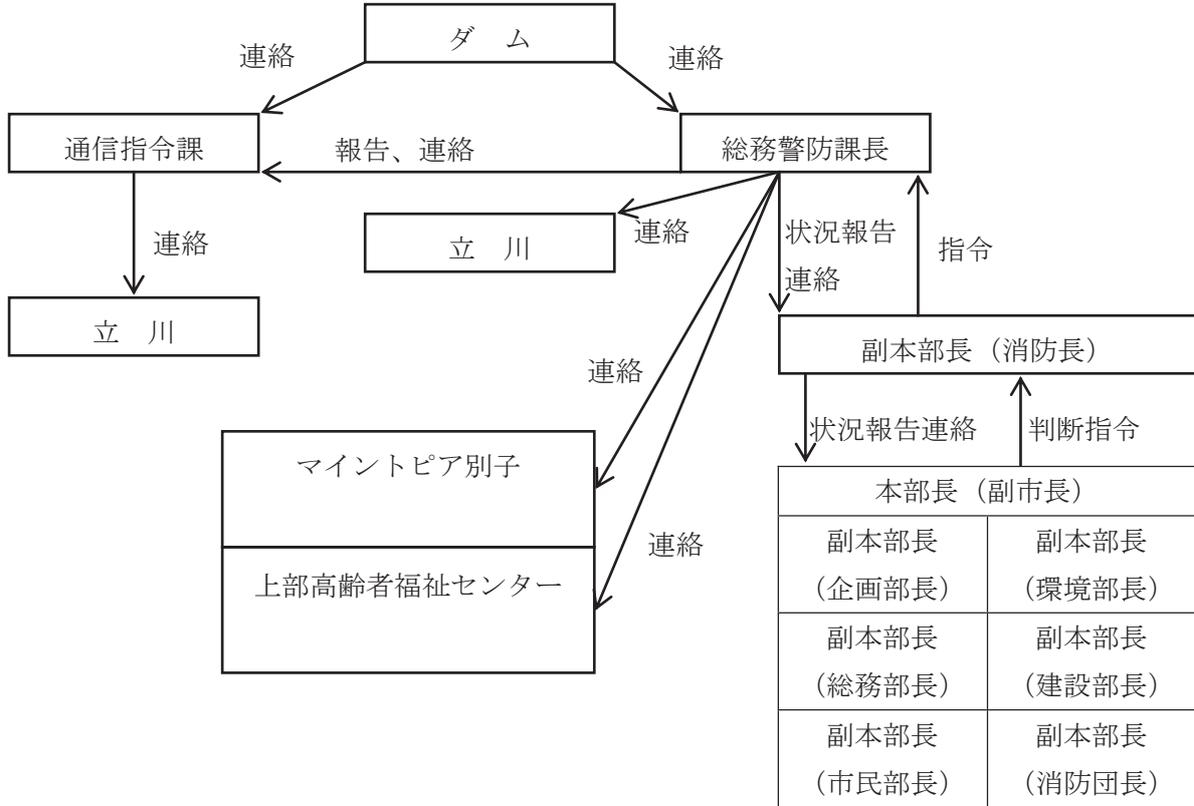
#### (経 過)

- 1 昭和51年台風17号による地すべり災害により、住民の集団避難の問題が生じる。その後、昭和54年度で主たる箇所の防災工事が完了する。
- 2 昭和53年7月13日、立川地区避難対策を樹立する。
- 3 昭和55年5月、同対策を一部変更。  
(設定雨量100ミリを、200ミリに修正)
- 4 平成11年9月15日、台風16号による集中豪雨により、鹿森ダムの大量放流(733m<sup>3</sup>/s)となり、連絡・避難体制等について見直しが必要となる。
- 5 平成12年、従来の地すべり対策に、ダム特別放流対策を追加する。
- 6 平成16年度、一時避難先としてマイントピア別子を追加する。9月29日台風21号による土砂崩れ発生、新道地区の住民が長期の仮設住宅集団避難となる。
- 7 平成18年度、消防サイレン使用を認め、避難信号を追加する。
- 8 平成18年度、角野地区避難先として上部高齢者福祉センターを追加する。
- 9 平成19年度、基本的な避難先を、渡瀬・板の本地区は角野公民館から上部高齢者福祉センターへ変更する。
- 10 平成22年度 地すべり対策の要件に、新居浜市水防計画の避難基準を準用する。

(別表)

平成26年度 地すべり対策及びダム特別放流対策の設定雨量等に達した場合の連絡体制

※ダムの連絡系統図は、特別放流対策時のみとする。



マイントピア別子	
管理課直通	
管理課長	

立川自治会自主防災組織	
会長	
副会長	
副会長	
副会長	
副会長	
本村地区責任者	
新道地区責任者	
渡る瀬 (北浦含む) 板の本地区責任者	

消防本部通信指令課	
消防本部総務警防課	
消防本部通信指令課	
消防本部通信指令課	
消防本部通信指令課	

鹿森ダム管理事務所	
所長	

**【参考3】立川自治会避難基準**

第一段階 避難準備

降り始めてから200mm 近くに達する。  
 降り始めてから200mm 近くに達し、警戒が必要となる。  
 自宅周辺の様子に十分注意し、避難の準備をしておく。

第二段階 自主避難

連続雨量200mm、時間雨量30～40mm に達する。  
 雨が非常に長く降り激しくなって来る。  
 自主的に避難することを勧める。  
 避難場所はマイントピア別子と上部高齢者福祉センター。

第三段階 避難勧告

連続雨量が200mm を超え、時間雨量が40mm 以上の強い雨が予想される時。  
 市水防本部から避難勧告が出される。ただちにマイントピア別子と上部高齢者福祉センターへ避難する。

\*市の避難準備情報が第二段階の自主避難にあたる。

**【参考4】立川自治会避難時の放送文**

第一段階

ただいま降り始めてから200mm 近くに達し、警戒が必要となりました。  
 自宅周辺の様子に十分注意し、避難の準備をしておいて下さい。  
 恐ろしいと思った時は自治会館へ来て下さい。

第二段階

(ハンドスピーカーサイレンを広報塔で約20秒流す)  
 雨が非常に長く降り激しくなっております。  
 自主的に避難することを勧めます。  
 避難場所はマイントピア別子と上部高齢者福祉センターです。

第三段階

(ハンドスピーカーサイレンを広報塔で約20秒流す)  
 ただいま避難勧告が出されました。  
 ただちにマイントピアか上部高齢者福祉センターかへ避難して下さい。

\*勧告時の放送は、5回繰り返し3回にわたり放送すること

【参考5】立川自治会の避難場所・避難方法・避難経路

避難場所と避難方法と避難経路

市消防から出されている台風出水期における立川地区避難対策について（通知）に従い、また参考とし避難を行う。

1. 避難場所

(1) マイントピア別子	新居浜市立川町707-3	43-1801
(2) 上部高齢者福祉センター	新居浜市中筋町1-6-8	43-6338
(3) 立川自治会館	新居浜市立川町943-2	41-0892
(4) (角野公民館	新居浜市中筋町2-4-24	41-6224)

\*マイントピア別子と上部高齢者福祉センターを優先し公民館は二次的に使用する。

\*病院、施設へ移動の可能性がある方は上部高齢者福祉センターへ避難すること。

2. 避難の方法

(1) 避難準備のとき

- 全地区自治会館へ

(2) 自主避難発令のとき

基本的な避難先は

- 渡る瀬・板の本地区は上部高齢者福祉センターへ
- 北浦・新道・本村地区は、マイントピア別子へ

(3) 避難勧告発令のとき

基本的な避難先は

- 渡る瀬・板の本地区は上部高齢者福祉センターへ
- 北浦・新道・本村地区は、マイントピア別子へ

(4) 避難輸送について

- 自家用小型車で小刻みに行く。
- 近所に声をかけ車に乗り合わせ避難する。
- 状況に応じ市待機車を活用し避難する。

(5) 避難者集合場所は

- 自治会館、大師堂、鎌倉氏宅前、本村コミュニケーション付近。  
(集合場所へ行かれる方は必ず自治会防災本部と連絡を取り合うこと。)

(6) 避難者が避難支援を必要とするときは、立川自治会防災本部へ連絡すること。

3. 避難経路

(1) 渡る瀬、板の本地区は

- 龍川橋（めがね橋）から市道を通り、板の本橋を渡り県道へ出て上部高齢者福祉センターへ

(2) 北浦・新道・本村地区は

- 各小地区から県道へ出てマイントピア別子へ

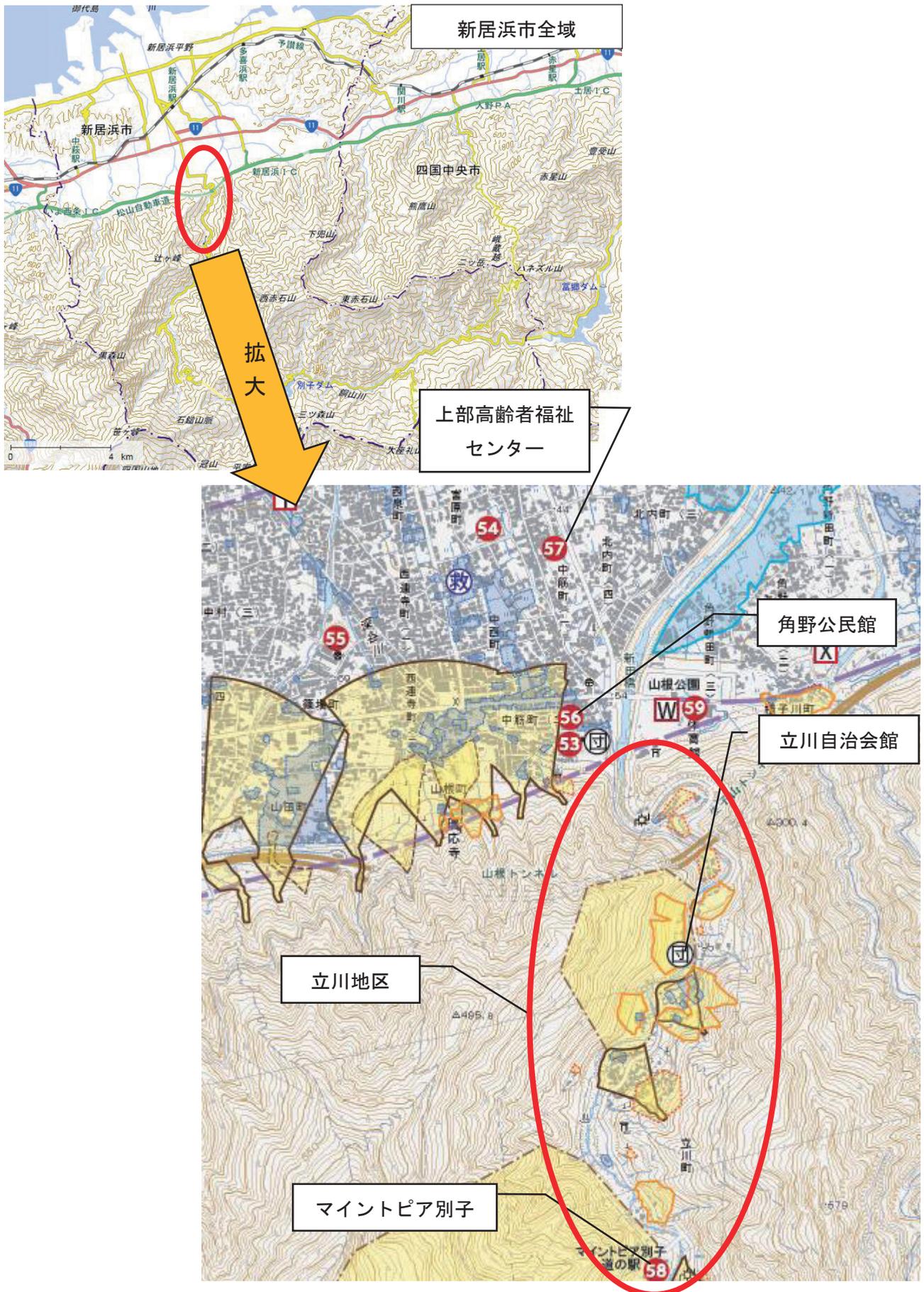


図4 立川地区及び避難所等の位置図